

電気・ガス価格激変緩和対策事業の継続について

当社は、2022年11月22日に公募が開始された、経済産業省の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」へ本年12月8日に参画申請を行い、12月16日付で採択されました。また、2023年10月検針分まで実施していた値引き措置を2024年1月検針分まで継続することとなり、2023年10月19日に適用期間の変更申請を行い、10月24日付けで承認されました。

これに伴い、公募要領に定める値引き単価による、電気のご使用量に応じた電気料金の値引きを行います。詳細は下記をご参照ください。なお、お客さまご自身でのお手続きや当社へのご連絡は不要です。

記

1. 適用範囲

この供給条件は、電気需給約款に基づき高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2. 適用期間

適用期間は、2023年1月の計量日から2024年1月の計量日の前日までといたします。

3. 国が定める値引き単価（税込）

適用期間	1キロワット時につき
2023年2月検針分から同年9月検針分	3円50銭
2023年10月検針分から2024年1月検針分	1円80銭

4. 付帯条件

本激変緩和は「令和4年度電気・ガス価格激変緩和対策事業費補助金」により採択された補助金に基づき行っていることから補助金の上限に達した場合には適用期間の終了を待たずに特別措置単価の適用を終了いたします。

5. 「電気・ガス価格激変緩和対策事業」に関するお問い合わせ先

経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。電気・ガス価格激変緩和対策事務局へお問い合わせください。

【経済産業省資源エネルギー庁の特設サイト】

<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general/>

【お問い合わせ窓口】

経済産業省資源エネルギー庁 電気・ガス価格激変緩和対策事務局

電話番号：0120-013-305

受付時間：全日 9:00~17:00(年末年始を除く)